

# 特記仕様書①

## 1. 業務目的

御堂筋においては、車中心から人中心のストリートへと空間再編をめざす「御堂筋将来ビジョン」を平成31年3月に策定し、現在、将来ビジョン実現に向けたファーストステップとして、側道の歩行者空間化の整備を進めている。

本業務は、御堂筋側道歩行者空間化整備事業において、整備を実施した区間（長堀通～千日前通間）の課題抽出・分析、検討・検証や評価等を行った上で対策案を立案する。また、新たに検討を行う区間（中央大通～長堀通間）での整備プラン等の策定を行うものである。

加えて、既整備区間と新たに整備を行う区間での検討項目や検証内容を踏まえて、御堂筋の今後の展開に向けて整備方針や進め方などについて実施するものである。

また御堂筋に関するこれまでの取組みについては、下記ホームページを参照願います。

【参考：御堂筋 《大阪市建設局》】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000239158.html>

## 2. 業務内容

### 2-1 心齋橋区間～道頓堀区間の検証・評価

長堀通（新橋交差点）から千日前通（難波交差点）の区間について、側道閉鎖を実施し整備を進めているところであるが、コロナ禍からアフターコロナへと移行し、交通状況の変化についても引き続き把握しておく必要があり、新橋交差点、難波交差点を起点に渋滞が発生など交通への影響を引き続き検討・評価を行う。

また、沿道アクセススペース（荷捌き、バス、タクシー含む）の運用、歩行者や自転車の通行環境、滞在空間のあり方、利活用施設のあり方などについて、整備にあわせ検討を進めてきたが、交通状況と同様に引き続き検証を行う必要がある。

以上のことから、上記課題検討項目等について、現在の検討状況等を踏まえ、原因等の分析及び課題抽出を行い、検討、検証や対策案を立案すること。

また、これまでの検討資料等は監督職員から貸与するものとする。

#### (1) 交通影響に係る検討

- 難波交差点、新橋交差点の交通影響
- 検討を実施するにあたり、必要な調査を実施すること。

#### (2) 沿道アクセススペース（荷捌き、バス、タクシー含む）の運用に係る検討

- 沿道アクセススペースの現状の運用方法
- 交通規制を踏まえた適正な運用方法
- 今後、道路協力団体等と連携した運用を検討していることから、それらを踏まえた沿道アクセススペースのあり方や運用方法のスキームなどについて検討を行うこと。

#### (3) 歩道通行環境（歩行者・自転車）に係る検討

- 歩行者、自転車の通行環境改善効果（整備前、整備後）
- 歩道通行環境について、側道歩行者空間整備により歩行者空間と自転車通行空間を分

離しており、整備内容及び趣旨を十分に理解し検討を行うこと。

#### (4) 滞在空間、利活用施設に係る検討

- 側道歩行者空間整備後における滞在空間のあり方について、ベンチ、サイン、グリーンインフラを含む検討
- ベンチやサイン、地域情報案内板など、ファニチャーについてはデザイン性が高いため、学識経験者等のヒアリングなどを行ったうえで検討を行い、設計を実施すること。
- ベンチやサインなど、ファニチャーの維持管理手法について、公設公営、公設民営、民設民営などの方法を使い分けながら、御堂筋に相応しいスキームの検討を行うこと。
- 地域情報案内板の掲出するコンテンツや内容について、地域と連携した取り組みが必要であり、景観面への配慮を踏まえた表示内容や運営管理のスキーム等の検討を行うこと。

#### (5) 放置自転車やごみ等の道路環境課題に係る検討

- 整備エリアでは、放置自転車やごみ等の道路環境に関する地域課題があるが、エリアで課題解決に向けた検討を行う必要がる。
- 官民連携した取り組みや、自転車駐車場の検討、シェアサイクルの導入など、ミナミエリアの特徴を踏まえた放置自転車対策を検討すること。

#### (6) 整備区間の検証・評価

- 上記(1)～(5)の内容を踏まえ、側道歩行者空間化整備の検証・評価を行いとりまとめること。

### 2-2 本町南区間（中央大通～長堀通）の整備に向けた検討

現在、側道歩行者空間化整備している区間（長堀通～千日前通）について、これまでの交通量調査結果や検討資料等に基づき設計を実施するとともに、地域や関係機関などからの意見をききながら整備を進めてきている。

今後は、本町南区間（中央大通～長堀通）でのエリアの特徴を踏まえた整備プランを検討立案する必要がある。

そのため、心齋橋区間、道頓堀区間の検証・評価結果をフィードバックするとともに、2025 大阪関西万博時に実施予定の御堂筋サテライトプラン（※）実施期間中の交通影響検証等を実施したうえで、道路空間のあり方検討を行い、本町南区間の整備プランを検討し、地域との合意形成を図ること。

以上のことから、現在の検討状況や検証内容を踏まえ、課題抽出、分析を行い、検討・検証や対策案、社会実験計画、交通影響検証計画などを立案すること。

（※）御堂筋サテライトプラン：2-6に記載。

#### (1) 道路空間のあり方検討

- 本町南区間での側道歩行者空間化の検討を行うために、歩行者量や自動車交通量、沿道アクセス機能、沿道土地利用形態など、エリアの特性を踏まえた、道路空間再編のあり方検討を行うこと。
- 道路空間再編のあり方検討を行うにあたり、既整備形態の側道歩行者空間化にとらわ

れることなく、柔軟な発想のもと地域の意見などを踏まえながら整備の検討を行うこと。

- また、整備の検討に際しては、整備後の利活用の方法や形態を踏まえたフレキシブルな整備形態なども検討をすること。

## (2) 交通影響に係る検討

- 船場中央3交差点及び本線合流部（船場中央3交差点以北部）の交通影響
- 各交差点部における御堂筋からの右左折箇所の交通影響（南北横断の歩行者への影響・信号現示提案など）
- 交差点改良、信号現示変更等による歩行者や自転車への交通影響
- 検討にあたっては、過年度の交通量調査結果や検討資料等を活用するとともに、必要な調査を実施すること。

## (3) 東西接続道路及び沿道施設等への影響検討

- 各交差点の流入箇所、流出箇所の渋滞対策
- 検討にあたっては、過年度の交通量調査結果や検討資料等を活用するとともに、必要な調査を実施すること。

## (4) 沿道アクセススペース（荷捌き、バス、タクシー含む）における活動車両・運用方法検討

- 既存側道における荷捌き車両や長時間駐停車車両対策
- 停車帯における適正な運用方法（宅地内荷捌きが可能であるにもかかわらず常態的に荷捌きを実施する車両、長時間に及ぶ駐車を抑制するオペレーションなど）
- 交通誘導員による有人監視による運用を実施した際の課題や検証方法（誘導員による啓発効果など）
- 検討にあたっては、過年度の交通量調査結果や検討資料等を活用するとともに、必要な調査を実施すること。

## (5) 歩道通行環境（歩行者・自転車）に係る検討

- 歩道通行区分（幅員等）の検討
- 整備区間の検討を踏まえた通行区分の検討を行うこと。

## (6) 放置自転車対策の検討

- 側道歩行者空間化により創出する利活用空間活用検討に伴う放置自転車対策
- 検討区間エリア（四つ橋筋～堺筋付近）の放置自転車の状況を踏まえた対策
- 自転車駐車場の計画にあたっては、他都市の事例等を参考に景観に配慮した施設の整備、配置について検討すること。

## (7) 道路環境問題の検討

- 道路利用者及び沿道等より発生するゴミ対策
- 側道歩行者空間化により創出する緑地帯のあり方（樹種、範囲など）

## (8) 整備プランの作成

- 上記（1）～（7）の項目の検討を行うとともに、必要な調査を行うとともに、本町南区間における基本整備プラン計画（基本設計）のとりまとめを行うこと。

### 2-3 御堂筋側道歩行者空間化事業への展開

御堂筋側道歩行者空間整備は、淀屋橋～難波交差点（モデル整備区間除く）を整備範囲としており、現在、道頓堀区間及び心齋橋区間の整備を進めているところである。

上記区間において、先述のような課題や検討事項があり、効果検証等を実施しながら、その情報を次整備区間にフィードバックし事業全体の整備計画を逐次更新していく必要がある。

#### (1) 側道歩行者空間化整備計画の更新

側道歩行者空間化整備にあたっては、整備計画（案）について、道頓堀区間及び心齋橋区間の課題、効果検証、評価などを盛り込み整備計画（案）の更新を実施すること。

### 2-4 官民連携による高質な空間形成への取組み

本市では、令和2年度に、公民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していくことを目的に、御堂筋（淀屋橋～難波西口交差点間）において、道路協力団体を3団体指定しており、官民連携による高質な空間形成への取組みについて検討を進めており、今後更なる検討が必要となっている。

#### (1) 官民連携による高質な空間形成への取組み検討

- 御堂筋における道路協力団体の活動による空間の質向上及び官による整備水準（グレード）による高質化を連携させた取組みやスキームの検討を行うこと。
- 道路での緑化活動は、高質な空間形成には重要な要素であることから、他都市の事例を収集するとともにスポンサー花壇制度などを参考にしながら、御堂筋に相応しい官民連携した緑化のあり方・スキームの検討すること。
- 御堂筋における高質な空間形成を目指すうえで、必要である道路協力団体を指定しているが、過去の取組みや他都市の事例を参考にしながら、道路管理者と当該団体との連携スキームなどについて検討を行うこと。

### 2-5 モニタリング調査計画

御堂筋は大阪のメインストリートであり、新たな取組みや題材となってきた歴史がある。

一方で、平成24年度に国から移管を受け、以降、御堂筋の各地点において社会実験などを実施してきた経過があるが、御堂筋が持つ道路そのもののスペックはもとより、南行一方通行であることもあるが周辺道路への影響や社会的影響が大きいことから、側道歩行者空間化やフルモール化に向けて、今後、交通量を定点的、継続的に調査していく必要がある。

#### (1) モニタリング調査計画

次の内容について、モニタリング調査計画の見直しを行うとともに適宜更新すること。

- 御堂筋におけるモニタリング
- 周辺の幹線道路におけるモニタリング
- フルモール化に向けて必要なモニタリング

#### (2) モニタリング調査

側道歩行者空間化やフルモール化に向けて交通量調査を実施する。

## 2-6 御堂筋サテライトプラン実施時の交通影響検証

2025 年大阪・関西万博が開催されることに併せて夢洲の万博会場と連携し、御堂筋を活用した御堂筋サテライトプラン（以下、サテライトプランという。）を計画実施する予定。サテライトプランでは、今までの御堂筋を活用した取組みに加えて、「みちから未来」を体験してもらえるような新たな取組みをコンセプトにしている。

また、サテライトプランの実施に先立ち、2024 年秋頃にプレ実験の開催も予定している。

### (1) サテライトプランの実施場所（予定）〔プレ実験も同様〕

#### (ア) プラザ空間

- ・今橋3交差点～伏見町3交差点間（東側）の側道
- ・北浜3交差点～今橋3交差点間（西側）の側道

#### (イ) フレキシブル空間

- ・南久宝寺3交差点～南船場3交差点間（東側）の側道
- ・北久宝寺3交差点～南船場3交差点間（西側）の側道

#### (ウ) 側道歩行者空間

- ・新橋交差点から難波交差点間の側道歩行者空間化整備完了した歩道

#### (エ) 歩行者天国空間

- ・難波交差点～難波西口交差点の区間

### (2) 交通影響検証計画の検討立案

2025 大阪関西万博開催期間中のサテライトプランを社会実験ととらえて、その実施時期に合わせた交通影響検証（プレ実験含む）の計画立案を行うこと。

#### ・サテライトプランの実施時期（予定）

2025 年 4 月～9 月の半年間のうち、開幕期、夏休み期、閉幕期のそれぞれ 10 日程度

#### ・サテライトプラン（プレ実験）の実施時期（予定）

2024 年秋頃（予定） 3 日間程度

〔交通規制等の実施は、別途業務により予定している〕

#### ・交通影響に係る主な検討内容

御堂筋の交通状況、御堂筋に交差する東西道路の交通状況、御堂筋の駐停車状況（アクセス機能）、周辺道路ネットワークの交通状況など

#### ・交通影響の検証を行ったうえでのサテライトプランの評価や変更案の提案

### (3) 交通影響を踏まえた今後の御堂筋の整備展開

御堂筋将来ビジョンを見据えたサテライトプランの交通影響の結果を踏まえ、御堂筋で進めている人中心の空間づくりへの取組み内容に反映するとともに、今後の整備展開について検討を行うこと。

## 2-7 長期的な人中心の御堂筋の空間のあり方に関する検討

大阪の将来のまちづくり、都心部の道路ネットワーク、フルモール化の取組みにより明

らかになった課題を踏まえて、御堂筋が果たしてきた役割（自動車のアクセス交通・通過交通、人の視点など）で改めて再整理を行う。

また、御堂筋を取り巻く交通の将来を見据えて、具体的にあるべき姿を検討するとともに、段階的な整備のステップなどを検討する。

#### (1) フルモール化に向けた課題の整理

- (課題①) フルモール化による通過交通の分散化と都心部の道路ネットワークの再編  
南行の6車線の大幹線道路がなくなるため、平行南北路線への迂回を前提に、将来の交通需要を見据えて、自動車交通のサービスの水準の設定、平行南北路線の車線構成のみなおし、都心部通過の迂回交通の促進するネットワーク整備など、フルモール化に向けての必要な取り組みの整理を行うこと。
- (課題②) フルモール化の取り組みにより明らかとなった沿道アクセス交通の重要性  
フルモール計画をビジョンとして打ち出し、沿道のステークホルダーと対話をすすめたことで、ファーストステップとして側道歩行者空間化が実現した一方で、実現に向けて、沿道アクセス機能の要請が大きいことが明確となった。

御堂筋がこれまでになってきた都市内交通のアクセス機能は、御堂筋沿道が都市活動を行っていくうえで、重要な機能である。

側道歩行者空間化においても、側道の通行機能、沿道アクセス機能のうち、通行機能は、本線交通で、沿道アクセス機能は本線横に停車機能を復元している。今後の取り組みをすすめるために、この沿道アクセス機能を確保する方法について、深度化した検討を行うこと。

- (課題③) フルモール化の実現を目指すため、御堂筋のあるべき姿やストリートを活かした取り組みによる魅力ある道路空間づくりの検討
  - ・フルモール計画により、広大でシンボリックな空間が創出される一方で、安心して楽しみながら回遊できるメインストリートを活かした取り組み
  - ・人中心のストリートにふさわしい、新たなモビリティなど新技术をふまえた、歩行者と共存する空間づくり
  - ・新たな技術を導入した道路空間づくりを行い、御堂筋の魅力など情報発信など
  - ・広大な道路空間を利用した、イベントなどにより非日常的な体験ができ、出会いの場を創出などを踏まえて、今後の魅力ある道路空間づくりの検討を行うこと。

#### (2) 人中心の空間づくりに向けた検討内容

##### (ア) 評価の整理・事例収集

- ・現時点における評価の整理、検討目標の整理等
- ・人中心の道路空間、事例収集

##### (イ) 条件(対策)検討

- ・都市再生環状道路、都市計画道路の整備計画
- ・幹線道路の交通条件等

(四ツ橋筋、堺筋、松屋町筋の対面通行化、新御堂筋線の流入抑制等)

- ・御堂筋及び交差道路等周辺道路（幹線道路除く）の交通条件等

(ウ) 交通モデル SIM 検討

- ・交通特性分析モデル作成
- ・SIM 実施（都市圏、幹線ネットワーク、日交通量）〔10 モデル程度〕
- ・ミクロ交通検討（御堂筋周辺道路、時間帯/平休日 交通量）

〔10 モデル程度〕

(エ) 空間のあり方検討

- ・周辺まちづくりや景観施策の検討
- ・人中心の御堂筋の実施形態、道路の空間検討（万博時等の社会実験含む）

(オ) 会議運営

- ・会議の運営と議事録作成など

(3) 人中心の御堂筋の実現に向けた方針の策定

- ・都心部の道路ネットワーク再編の検討や、万博時における社会実験検証内容を踏まえて、人中心の段階的整備形態（セカンドステップの設定等）の検討を行い、人中心の御堂筋の実現に向けた方針案を策定すること。

## 2-8 交通量調査等の実施

上記 2-1~2-7 における各種検討等に必要となる交通量調査を実施する。

(1) 調査計画の立案

調査実施にあたり、調査箇所、内容、スケジュール、調査結果の検討方法および管理体制等を記載した調査計画書を作成し、監督職員の承認を得るものとする。

また、サテライトプランの必要な調査は、別途予定している業務により実施するサテライトプラン（プレ実験含む）にあわせて実施するものとする。

(2) 交差点交通量調査

調査項目	調査箇所	調査日時	調査対象
交差点交通量調査	難波交差点	平日及び休日の計 4 回 24 時間	歩行者、自転車、自動車
	新橋交差点		
	船場中央 3・久太郎町 3 交差点		
	本町 3 交差点		
	淀屋橋交差点		

- ・調査は、平日及び休日の計 4 回実施すること。調査時間は 24 時間とする。
- ・実施日については天候等を考慮したうえで決定することとし、事前に監督職員の承諾を受けること。
- ・調査にあたっては、別途本市から貸与するこれまでの調査結果や現況の交通規制状況を十分に理解すること。

- 交差点交通量は、種別、方向別（上り・下り、直進・右左折など）の交通量を 10 分毎に 1 時間単位に計測すること。
- 自動車の調査種別は、大型車、小型車、タクシー、動力付き二輪車類とする。
- 交通量については、本線車道部、側道（緩速車線）部、歩道部に分けて調査を行うこと。
- 24 時間のうち、昼夜（昼（7-19）、夜（0-7、19-24））で集計すること。

### (3) 断面交通量調査

調査項目	調査箇所	調査日時	調査対象
断面交通量調査	新橋交差点～難波交差点間	平日及び休日の計 2 回 24 時間	歩行者、自転車、自動車
	船場中央 3～新橋交差点間		
	淀屋橋～船場中央 3 交差点		
	梅新南～淀屋橋交差点		

- 調査は、平日及び休日の計 2 回実施すること。調査時間は 24 時間とする。
- 実施日については天候等を考慮したうえで決定することとし、事前に監督職員の承諾を受けること。
- 調査にあたっては、別途本市から貸与するこれまでの調査結果や現況の交通規制状況を十分に理解すること。
- 交差点交通量は、種別、方向別（上り・下り、直進・右左折など）の交通量を 10 分毎に 1 時間単位に計測すること。
- 自動車の調査種別は、大型車、小型車、タクシー、動力付き二輪車類とする。
- 交通量については、本線車道部、側道（緩速車線）部、歩道部に分けて調査を行うこと。
- 24 時間のうち、昼夜（昼（7-19）、夜（0-7、19-24））で集計すること。

### (4) 渋滞長及び滞留長調査

調査項目	調査箇所	調査日時	調査対象
渋滞長及び滞留長調査	難波交差点	平日及び休日の計 4 回 24 時間	交差点の北方向（本線・側道）からの直進・右左折別と東西方向からの直進・右左折を計測
	新橋交差点		
	船場中央 3・久太郎町 3 交差点		
	淀屋橋交差点		

- 調査は、平日及び休日の計 4 回実施すること。調査時間は 24 時間とする。
- 実施日については天候等を考慮したうえで決定することとし、事前に監督職員の承諾を受けること。
- 渋滞長及び滞留長は、各交差点流入部において、10 分毎に観測し、最大渋滞長及び滞留長を 10m 単位で調査すること。



- 滞留又は渋滞状況の要因についても、記録するとともに、写真により記録すること。
- 最大渋滞長及び最大滞留長として各日、1時間ごとの最大値を整理すること。

#### (5) 放置自転車実態・駐輪場利用実態調査

調査項目	調査箇所	調査日時	調査対象
放置自転車実態・駐輪場利用実態調査	御堂筋及びインナーエリア街路（長堀通・堺筋・道頓堀川・四つ橋筋に囲われるエリア）	平日及び休日の計6回 15時間 (10時～25時)	放置自転車の実態状況、既存駐輪場の利用実態調査、店舗利用の有無に関する追跡調査
	御堂筋及びインナーエリア街路（中央大通・堺筋・長堀通・四つ橋筋に囲われるエリア）	平日及び休日の計6回 15時間 (10時～25時)	放置自転車の実態状況、既存駐輪場の利用実態調査、店舗利用の有無に関する追跡調査

- 調査は、平日及び休日の計6回実施すること。調査時間は15時間（10時～25時）とし、10時、13時、16時、19時、22時、25時に計測すること。
- 調査については、調査範囲内の道路及び既存駐輪場（ただし、附置義務駐輪場や建物利用者専用駐輪場については、立ち入り調査の調整がついた駐輪場のみ）を任意のルートで巡回し、目視により放置自転車及び駐輪場利用台数を確認すること。
- 放置自転車が群を成している特定の大型店舗前（大丸前、パルコ前、オーパ前、ビッグステップ前）において、目の店舗利用の有無を把握するための追跡調査を行うこと。
- 実施日については天候等を考慮したうえで決定することとし、事前に監督職員の承諾を受けること。

### 2-9 協議・調整資料作成

監督職員より別途貸与するこれまでの経過資料を十分に理解したうえで、警察、地元及び関係機関等と整備にかかる調整・協議等を行うための資料を作成すること。また、各会議・協議等には、同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書（議事録等）を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。監督職員と協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

#### (1) 協議・調整資料作成

- 警察協議回数は5回とする。（心斎橋～道頓堀区間の整備完成に伴う検証・評価、本町南区間の整備に向けた検討・検証、側道歩行者空間化に伴う交通ネットワーク検討の説明資料等）
- 地元協議回数は5回とする。（地元沿道整備協議会等の説明資料など）
- 有識者ヒアリングは5回とする。（心斎橋～道頓堀区間の整備完成に伴う検証・評価、本町南区間の整備に向けた検討・検証、官民連携による高質な空間形成への取組み資料）
- 関係者調整回数は10回とする。（占有者、バス・タクシー合意形成支援関係資料等）

## 2-10 報告書作成

『御堂筋道路空間再編調査検討業務委託—2 報告書（概要版）』としてとりまとめ、通常の報告書作成とは別に A4 版 2 つ折り糊付け製本を 10 部提出するものとする。また、報告書（概要版）の冒頭には、ダイジェスト版（Microsoft Word を基本）（A4 版 10 枚程度及びその他関係資料（Microsoft PowerPoint を基本）を作成し添付するものとする。

## 特記仕様書 ②

### 1. 適用

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき、実施しなければならない。

- 業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降契約分より適用＞

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018864.html>

### 2. 歩掛適用年月

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書（令和 5 年度版：国土交通省監修）を適用しています。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035398.html>

### 3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より令和 5 年 2 月 14 日付で示された「令和 5 年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を適用しています。

### 4. 監督職員

- ① 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。
- ③ なお、監督職員と担当職員が兼務することがある。

### 5. 配置技術者

- ① 本業務の実施に際し、業務委託共通仕様書の規定に従い実施するものとする。
- ② 各配置技術者（管理技術者、担当技術者）は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制（様式 3）に記載された人物と同一でなければならない。

ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることの了解を得なければならない。

### 6. 安全管理

現地踏査等に関して、工事請負共通仕様書（大阪市建設局）に基づき、道路交通に支障をきたさないよう安全管理上必要な対策を講じ、万全の体制で行うこと。

## 7. 関係官公庁への手続き

本業務を実施するに当たっては、所轄警察署への道路使用許可申請や建設局各工営所等への必要な諸手続きを行うものとし、許可条件を遵守し業務を実施すること。

## 8. 設計協議

- ① 原則として業務着手時においては管理技術者、成果品納入時においては管理技術者・照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。
- ② 中間打合せについては 15 回を計上しているが、監督職員と協議の上打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。また、中間打合せは、各担当職員が行うものとする。
- ③ 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

## 9. 成果品の納入

成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員の指示に従うこと。

図面等についてはデータ 1 式（記憶媒体：CD-R を原則とするが、容量に応じて監督職員に確認する。）を提出すること。

図面については SXF 形式または DXF 形式ファイル、数量計算書については Microsoft Excel 形式ファイルを標準とし、本市システムで対応可能なバージョンであるか監督職員に確認をとること。

監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルでもデータを作成し提出すること。

なお、データの提出に際しては、ウイルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウイルス検査の結果を監督職員に報告すること。

なお、最終の成果品については監督職員と協議するものとする。

## 10. 再委託について

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3) 各種検討、協議・調整資料作成、報告書作成

## 11. その他

- ① 本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。

【追加となる様式】

- 業務委託料請求内訳書（または中間金請求内訳書）

- ② 本業務により得られた情報は、他に漏洩しないこと。

## 特記仕様書 ③

### (条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務の履行について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)